

各公立学校長 殿

県教育庁スポーツ保健課長

部活動における感染症対策の徹底について（通知）

このことについては、各学校において、令和 4 年 3 月 18 日付け高教第 1202 号、特教第 650 号で通知し適切な対応をお願いしているところですが、今般、高等学校において部活動が要因と思われるクラスターが発生しました。

つきましては、高教第 1202 号通知等を再度確認するとともに、特に以下の点について改めて対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 部活動が始める前に顧問が「部活動感染防止対策チェックリスト」（令和 4 年 3 月 22 日以降版）により感染防止対策の点検を徹底すること。
- 2 活動前に活動場所で顧問が検温を実施する等、参加者の健康観察を徹底し、風邪症状等がある場合には帰宅させ受診を促すこと。特に、オミクロン株の特性を踏まえ、発熱はなくとも、咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある者がいないか、また、家族にも同様の症状がある者がいないか確認を強化すること。特に、この時期は花粉症による鼻汁との区別がつきにくいことから、花粉症の疑いであっても受診する等の対応を徹底すること。
- 3 参加者について、自校の生徒、顧問、部活動指導員、学校が正式に委嘱した県内在住の外部指導者に限ることとし、OBや保護者等は参加させないこと。
- 4 部活動前後、部室等での更衣時や下校時におけるマスク着用の徹底を指導し、特にマスクを外して会話することのないよう指導すること。
- 5 部活動終了後は部室等に長居せず、すみやかに帰宅するよう促すこと。また、部活動前後での集団での飲食は控えるよう指導すること。

<担当>課長補佐 石田 充

TEL:023-630-2562 FAX:023-630-2893